

「第33回 江東区民まつり中央まつり」協賛のご案内（法人の皆様へ）

開催概要

- 日時 平成27年10月17日(土)・18日(日)
- 場所 都立木場公園等
- 来場者数 約43万人（平成26年度 第32回大会）
- テーマ 「世代をつなぐ心のふれあい」
- 概要



江東区民まつりマスコット
コトちゃん

都立木場公園（約24万㎡/東京ドーム5個分）を複数のブロックに分け、伝統芸能の披露、キャラクターショー、全国各地の地方物産展、環境学習の普及啓発、飲食ブースなど、多彩なイベントが目白押し！詳しくは、公式ホームページをご覧ください。（<http://www.koto-kuminmaturi.jp/>）

ご協賛メリット～「50万人都市江東」に効果的なアピール！

特典内容	4口(20万円以上)	3口(15万円)	2口(10万円)	1口(5万円)
こうとう区報に貴社・貴団体名掲載	●(文字 大)	●(文字 中)	●(文字 中)	●(文字 小)
ポスター・来場者用ガイドに貴社・貴団体名掲載	●(文字 大)	●(文字 中)	●(文字 中)	●(文字 小)
江東区/まつり公式HPに貴社・貴団体名・コメント掲載	●	●	●	●
会場内で貴社・貴団体名をアナウンス(複数回)	●	●	●	
江東区役所前の大型看板に貴社・貴団体名掲載	●	●		
出店ブースご提供・ノベルティ配布	●			

こうとう区報に貴社・貴団体名掲載！

区内全世帯に約29万部配布！（協賛金額に応じ、文字の大きさは3段階に分かれます）

例： 4口以上：(株)江東 3口・2口：(株)江東 1口：(株)江東

ポスター・ガイドに貴社・貴団体名掲載！

ポスターは区内各所に約3500枚を掲示！ガイドは当日来場者全員に配布(文字の大きさは3段階)

江東区役所前 大型看板に貴社・貴団体名掲載！※3口以上お申込の企業・団体様に限りです。

- 江東区役所バス停前に、開催2週間前から設置！
- 1日12万人が利用する東陽町駅と商業施設・ホテル・大規模オフィスビルを兼ね備えた「東京イースト21」間という好立地！
区内外のビジネスマンや来庁者に向けて効果的にPRできます。

出店ブースご提供！※4口以上お申込の企業・団体様に限りです。

貴社・貴団体PRのほか、パンフレット・ノベルティ配布や、物品・飲食販売等が可能です。

※基本設備は実行委員会がご用意します（テント1張[縦2.7m×横3.6m×高さ2.6m]）。

その他設備は応相談。

ご協賛いただける場合には・・・

別添の「協賛申出書」をFAX・メールまたは郵送にてご送付ください。
(書類到着後、担当者からご連絡いたします)

ご協賛申込締切 7月31日(金)

お問合せ・お申込み

江東区民まつり中央実行委員会事務局（江東区役所地域振興課区民交流係）

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-4963

FAX 03-3647-8441

第33回江東区民まつり中央まつり協賛企業等募集要項

江東区民まつり中央実行委員会（以下「実行委員会」という）は、第33回江東区民まつりの趣旨に賛同し、ご協賛いただける企業等を募集しています。

1 協賛企業等とは

協賛の申込みを行い、江東区民まつりの運営に使用することを目的として、現金等の提供を行う企業等とします。

2 協賛の種類

- (1) 協賛金
用途を特定せず、全体的な経費に充当する現金の提供（一口5万円から）。
- (2) 物品提供
別途相談させていただきます。内容によってはお断りをさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

3 協賛企業等が得られる特典

- (1) 江東区が発行するこうとう区報「区民まつり特集号」に企業名を掲載します。
- (2) 開催当日、来場者に配布する「ガイド（リーフレット）」に企業名を掲載します。
- (3) 実行委員会が作成する「ポスター」に企業名を掲載します。
- (4) 会場各所のステージ、アーチ、案内板に企業名を掲載します。
- (5) 江東区及び区民まつり公式ホームページに「企業名」「ひとことコメント」を掲載します。
- (6) 協賛金2口以上の場合、当日、場内放送で来場者に企業名をお知らせします。
- (7) 協賛金3口以上の場合、江東区役所前に大型看板を設置し、企業名を約2週間掲示します。
- (8) 協賛金4口以上の場合、開催会場内に出店、ノベルティの配布等を行うことができます。
- (9) (1)、(2)、(3)の掲載文字の大きさは、協賛金額、物品の提供内容によって異なります。

4 協賛金納付方法

8月中旬に納付のご案内及び請求書を送付させていただきます。事務局の指定する口座、または直接事務局窓口までご入金ください。（恐れ入りますが、お振込み手数料は貴社・貴団体様にてご負担くださいますようお願いいたします）

5 協賛お申込み期限

平成27年7月31日（金）まで

6 協賛お申込み方法

以上の条件をご確認いただき、別紙「第33回江東区民まつり中央まつり協賛申出書」をメール、FAXまたは郵送にて実行委員会宛てに送付してください。

7 協賛申込書の不受理等

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申出書を受理しないことがあります。その際には、申込者に対しその旨通知させていただきます。

- (1) 区民まつりを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれがある企業等からの申込
- (2) 法令又は公序良俗に反する企業等からの申込
- (3) その他実行委員会が不相当と判断する場合

8 その他

- (1) 江東区民まつりがやむを得ない事情により中止になった場合であっても、既に受領済みの協賛金等のご返金できかねます。あらかじめご了承ください。
- (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ誠意をもって解決にあたります。